

ゼロカーボンシティ住宅普及促進事業補助金のご案内

【太陽光発電システムの設置・家庭用蓄電池の設置】

- 住宅への下記の対象機器の設置費用の一部を補助します
- 補助金を受けるには、対象機器の設置が済んでからの申請が必要です

■ 対象機器・補助金額

対象機器	補助金額	
	設置者が市内業者の場合	設置者が市外業者の場合
太陽光発電システム	3万円×最大出力値（kW） （上限12万円）	2.5万円×最大出力値（kW） （上限10万円）
家庭用蓄電池	2万円×最大出力値（kW） （上限5万円）	1.5万円×最大出力値（kW） （上限3万円）

- ※ 補助金額に1,000円未満の端数があるときは切捨て
- ※ 東京都の助成金を受けている場合は、設置に要する費用から当該助成金を差し引いた額の範囲内で補助します。
- ※ 「市内業者」とは武蔵村山市内に事業所等を有する業者を、「市外業者」とはそれ以外を指します。事業所等の所在地は、契約書に記載された契約相手の住所で判断します。

■ 申請できるかた

次の1～4全てを満たし、かつ、「対象住宅」「対象機器」の各要件を満たすかたが申請できます。

1	市内に住所があること（住基台帳登録があること）
2	対象機器を設置し、所有していること
3	市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していないこと
4	令和5・6年度の同名補助金において、同一の対象住宅かつ同一種類の補助対象機器での補助金を受けていないこと

■ 対象住宅の要件

対象住宅は、以下の3種類で、次の1～3いずれかに該当するかたが申請できます。

	対象住宅の種類	申請できるかた（要件）
1	個人住宅	・対象機器を設置した個人住宅を所有し、かつ、そこに実際に居住しているかた又は、他者（親など）が所有する個人住宅に居住し、その住宅に対象機器を設置したかた
2	併用住宅 （店舗や事務所などが併設された住宅）	・対象機器を設置した併用住宅を所有し、かつ、そこに実際に居住しているかた ※ただし、居住部分面積が建物全体の延床面積の半分以上を超えている必要があります。
3	集合住宅	・対象機器を設置した集合住宅を所有しているかた ※その住宅に居住している必要はありません。

■ 対象機器の設置時期の要件

次の1又は2に該当するかたが申請できます。

申請できるかた（要件）	
1	対象機器を令和6年10月1日から令和8年1月31日までの間に設置したかた
2	対象機器が設置された対象住宅を、令和6年10月1日から令和8年1月31日までの間に購入したかた
【注意事項等】	
● 1の「設置日」は、機器保証書の保証が開始された日とします。 ● 2の「購入日」は、住宅の売買契約締結日とします。また、この場合の対象機器の機器保証開始日は、令和6年10月1日以降であることが必要です。 ● いずれの場合も、新築施工時の設置、既存建物への設置、どちらも可。	

■ 対象機器の仕様の要件

対象機器	仕様の要件	
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全研究所（J E T）による太陽電池モジュールの認証（※）を受け、又はこれに準じた性能を有すると市長が認める発電システムであって、公称最大出力が10キロワット未満であること。	設置時点で、未使用品であること
家庭用蓄電池	国が実施する戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）による登録（※）を受け、又はこれと同等程度の性能を有すると市長が認めるものであること。	
【注意事項等】		
※ 「J E Tによる認証」がない機器、又は、「S I Iによる登録」がない機器の設置費の補助申請を行う場合は、それらに「準じた」又は「同等の」性能を持つことを示した書類を、機器メーカー等から入手し、申請書に添付してください。なお、東京都助成事業交付申請をしている場合は不要です。		

■ 申請方法

- 申請窓口 市役所2階 環境課
- 交付申請書に必要書類を添えて、持参又は郵送（※）により、申請窓口へ提出してください。

※郵送による場合は、下記注意事項もよくご覧ください。

- 申請期限 令和8年2月2日（月）
- 受付時間 平日 午前8時30分 ～ 午後5時15分

■ 注意事項など

- 交付申請額の総額が令和7年度の**予算に達し次第、受付を終了します**。予算の残額は市ホームページに随時掲載しますが、目安としてお考えください。また、**提出書類に不備・不足があると受付できません**ので、ご注意ください。
- 郵送による交付申請の場合、申請窓口への到達までに時間がかかったり、また、書類の不備・不足による修正・追加提出のために受付完了までに時間を要することがあります。**受付完了となる前に、予算の終了又は申請期限の到来があると、受付できないこととなります**ので、ご承知おきください。

■ 注意事項など（続き）

- 対象住宅1件につき、対象機器それぞれ1回ずつ申請が可能であり、同時に申請することもできます。（ただし、令和5・6年度の同名補助金の交付を受けている場合は、それと同一建物・同一種類対象機器の補助金の申請はできません。）
- 補助金を受けて設置した機器は、設置日から5年間は、やむを得ない事情がない限り、廃止、譲渡その他の処分はできません。

■ 申請手続の流れ

申請要件の確認（申請者）

「対象機器の設置時期の要件」に該当し、必要書類を全て用意できる状態にある



交付申請書の提出（申請者⇒市役所）

- 「申請に必要な書類」に記載された書類を、持参又は郵送により申請窓口へ提出してください。
- 申請の各書式は申請窓口で配布するものを使用するか、市ホームページからダウンロードください。
- 申請期限は令和8年2月2日ですが、予算に達し次第申請受付を終了します。



交付申請書の審査（市役所）



交付（不交付）決定通知（市役所⇒申請者）

- 交付申請書の審査～決定通知の時間は、1か月程度かかります（申請数が多数集中した時はさらに日数を要する場合があります）。
- 通知は、申請者に郵送します。



指定口座への補助金振込（市役所⇒申請者）

- 既にいただいている請求書の記載事項に問題がなければ、交付決定後おおむね1か月以内に振り込む予定です。

■ 申請に必要な書類

チェック	必要書類	
提出が必須であるもの		
	補助金交付申請書（機器用） （第9号様式）	
	機器の仕様を確認できる書類	保証書の写し及び製品カタログ等
	機器設置日（保証開始日）を確認できる書類	保証書の写し等 ※申請時点で、保証書の入手が困難な場合は、申請窓口にお問合せください。
	補助対象機器の設置に関する契約書の写し	・対象機器の設置時期の要件「1」に該当 ⇒ 工事請負契約書の写し ・対象機器の設置時期の要件「2」に該当 ⇒ 住宅の売買契約書の写し
	上記契約に係る領収書の写し	
	対象機器設置費用の明細が分かる書類の写し	
	機器の設置状況を確認できる写真	【太陽光発電システム設置の場合】 ・建物全景 ・モジュール（パネル） ・パワーコンディショナ 【家庭用蓄電池設置の場合】 ・建物全景 ・蓄電池本体
	補助金請求書（第11号様式）	・交付申請時に合わせて提出してください。 ・【注意！】金額・日付は空欄で提出してください。 ・【注意！】シャチハタは、使用しないでください。
対象要件により必要となるもの		
	東京都助成事業の交付申請書（又は交付決定通知書）の写し	交付決定通知が入手できない場合は、事前申請画面の写しを提出してください。
	「JET認証に準じた性能」又は「SII登録と同等程度の性能」を有することを示した書類 ※ 機器メーカー等から入手してください	「対象機器の仕様の要件」の「JET認証」又は「SII登録」のない機器を申請する場合 ※東京都助成事業交付申請をしている場合は不要
	手続代行者選任届（第3号様式）	代行者により申請の手続を行う場合
	対象住宅の所有者を確認できる書類（建物の登記事項証明書など）	・建物新築に合わせて機器を設置した場合 又は ・機器設置済住宅を購入した場合
	機器設置同意確認書（第10号様式）	個人住宅の所有者が申請者と異なる場合

※ 申請の書式は、申請窓口（市役所2階環境課）で配布するものを使用するか、市ホームページからダウンロードしてください。市ホームページのトップページから「ゼロカーボンシティ住宅」と検索していただくと、該当ページにアクセスできます。

申請窓口・問合せ先

武蔵村山市役所 環境課 ゼロカーボン推進係（市役所2階）

所在地 〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1

☎ 042-565-1111（内線 295）